

宇都宮市みやエコスクール認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宇都宮市みやエコスクール認定制度（以下「認定制度」という。）を実施することにより、環境にやさしい学校づくりを推進し、児童及び生徒の環境に対する意識の高揚を図り、もって環境への負荷の少ない社会の構築に資することを目的とする。

(認定制度)

第2条 この認定制度は、校内の環境配慮に関する行動計画を策定し、それに基づく行動をしたことが認められる小中学校を認定することにより行うものとする。

(認定の申込み)

第3条 認定制度の認定を受けようとする小中学校は、認定申込書（別記様式第1号）に計画書（別記様式第2号）を添付し、その年度の5月末日までに環境創造課に申し込むものとする。

(計画の実行等)

第4条 前条の申込みをした小中学校は、申込みの後、計画書に基づき、環境保全、資源の有効活用、環境への負荷の低減等の行動を実行するものとする。

2 前項の行動の記録は、行動及び見直しの記録書（別記様式第3号）に、随時記入するものとする。

3 第1項の見直しの記録は、取組が6箇月程度経過したときに、行動の目標、役割の分担及び行動の記録について校内で話し合い、その内容を行動及び見直しの記録書（別記様式第3号）に記載し、概ねその年度の1月頃に環境創造課に提出するものとする。

(行動確認の実施)

第5条 環境創造課は、計画に基づく取組が適正に行われていることを確認するため、必要に応じて行動確認を行うものとする。

2 前項の行動確認は、校長その他の教諭で校内における環境管理を総括する者に対するヒアリング、書類確認及び環境保全行動の現場確認により行うものとする。

3 行動確認の内容は、行動確認チェックリスト（別記様式第4号）に定めるとおりとする。

(認定証の交付)

第6条 市長は、小中学校から提出のあった書類等に基づき、認定の可否を総合判定書(別記様式第5号)により判定するものとし、認定を可とした小中学校に対し、認定証(別記様式第6号)を交付するものとする。

2 認定証の有効期間は、認定の日から3年間とする。

(更新手続)

第7条 認定制度の更新を受けようとする小中学校は、有効期間の切れる年度において、その年度に第3条に定める計画書を作成し、環境創造課に提出するものとし、その手続については第3条から第6条を準用する。

(学校教育課との連携)

第8条 認定制度の実施に当たっては、教育委員会事務局学校教育課と連絡調整を図り、必要に応じて協議を行うものとする。

(補則)

第9条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、環境創造課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。